

# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める国民健康保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分を減額します。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			■	■	■	
多胎の方	■	■	■	■	■	

※産前産後期間相当分の所得割と均等割を年税額から減額します。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分を減額します。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、国民健康保険税を減額します。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			■	■	■	

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の国保税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■ …対象期間

- 国民健康保険税が減額になった場合、納め過ぎの分は還付します。

## 届出に必要な書類

- ①届書
- ②母子健康手帳（出産の予定日等が確認できるもの）  
※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。
- ③マイナンバーカード（納税義務者・出産予定の被保険者）

## 届出先

豊後大野市役所税務課民税係 TEL：0974-22-1001（内線2102）0974-22-3044（直通）